

第49期 定時株主総会 招集ご通知

日時 | 2023年3月28日(火曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 | 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 燦の間

目次 | 第49期定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 取締役に対する株式報酬制度継続の件
事業報告
連結計算書類等
監査報告書

- 新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、運営スタッフ及び出席役員等はマスク着用で対応させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 株主様には、本株主総会開催日時点の感染症拡大状況やご自身の体調を慎重にお確かめの上、ご来場される場合は、マスク着用などの感染予防にご配慮くださいますようお願いいたします。また、当日は、入口でご来場の皆様の体調・体温を確認させていただき、体調のすぐれない株主様、体温の高い株主様は入場をご遠慮いただくことがございますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布は行っておりません。



代表取締役社長
小西 秀央



ご挨拶

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご理解ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

2022年12月期における連結業績は、売上高が8,044百万円、経常利益が316百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が302百万円となりました。なお、2022年12月期は9カ月の変則決算となっております。

2022年12月期において、新型コロナウイルスの状況は外出制限もなく回復の兆しが見えつつありますが、引続き物価の上昇、円安、ウクライナ紛争等の影響のため、セールスプロモーション市場も市況が変化しており、大変厳しい環境となっております。

その中で、通信業界等でのBPO（業務の外部委託）が拡がり、また外食サービスにおいても、IP（コンテンツライセンス）を使った施策等、継続的なお取引をすることができ、パートナー化を深耕することができました。

また社内においては、DXを活用したデータ分析や、工数管理などを通して、社員一人一人の意識が変わり、利益率を昨年度より上げることができました。数値等を見る化をすることで効率化を図り、また昨今増加している複合化案件に必要なプロジェクトマネジメント力を強化することで、全体の組織力を上げてまいります。

2023年1月より、50期がスタートしました。50期では引続き「IP×デジタル×リアル」による仕組み化で、今まで行ってきたプロモーション、BPO、CRMに注力するほか、大手コンビニを中心とする流通プラットフォーム拡大により事業を成長させてまいります。具体的にはプロモーション領域だけでなく、昨年度からスタートした物販領域において、お取引の幅をさらに広げ、関係値をより強めてまいります。加えて海外でのIP物販に向けたチャレンジを行っていく予定です。また新規事業については、IPをNFT（Non-Fungible Token：非代替性トークン）として販売した数々の実績を評価いただき、LINE Xenesis株式会社から「LINE NFT セールスパートナー」の認定を受けました。今後もIPや各社ブランドのNFT販売を予定しております。

CLグループとしては、人財交流を含め、各シナジー創出のためのプロジェクトが動き出し、グループとしての共通の理念共有、価値創造へと進行しております。グループ全体の総力を持って社会課題に向き合い、企業価値向上に取り組んでまいります。

また昨年は、マテリアリティ（重要課題）を具体的に活動した結果、外部機関からサステナビリティに関する取り組みに対し、高い評価をいただくことができました。本年度はマテリアリティをより事業に落とし込み、一層社会に貢献できる企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましても、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年3月

【ミッション】 マーケティングの力で社会に喜びとおどろきをプラスし、笑顔を届ける

私たちは、提供するサービスがクライアントの課題解決を通して、消費者に喜びや感動を与え、笑顔届けられることを大切にしています。

【ビジョン】 日常を感動体験に変える会社

私たちは、消費を促す楽しい企画・サービスを提供することで、日常の消費活動すべてを感動体験に変え、ワクワクする社会の実現を目指します。

証券コード 2487

2023年3月9日

(電子提供措置の開始日2023年2月28日)

株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目2番22号
株 式 会 社 C D G
代表取締役社長 小 西 秀 央

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第49期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.cdg.co.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「CDG」又は「コード」に当社証券コード「2487」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を最優先とし、株主様の感染リスクを避けるため、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年3月27日(月曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時
（開催日が前回定時株主総会の日（2022年6月24日）に相当する日と離れていますのは、第49期より当社の事業年度の末日を3月31日から12月31日に変更したためであります。）
2. 場 所 大阪市中央区本町橋 2 番31号 シティプラザ大阪 燦の間
※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
1. 第49期（2022年4月1日から2022年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2022年4月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 取締役に対する株式報酬制度継続の件

以 上

-
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、当社定款の定めにより代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。
 - ・ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款の定めに基づき、事業報告の「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。議決権の行使方法は、以下の方法がございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力、事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による行使



当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

3月27日（月曜日）
午後**5時**

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

議決権行使書用紙を郵送



同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

3月27日（月曜日）
午後**5時**到着

株主総会に出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時

3月28日（火曜日）
午前**10時**

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書

お願い

見本

こちらを切り取ってご返送ください。

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 → **【賛】** の欄に○印
- 全員否認する場合 → **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 → **【賛】** の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 → **【賛】** の欄に○印
- 否認する場合 → **【否】** の欄に○印

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱います。

スマート行使に必要な「QRコード」が記載されています。インターネットによる行使に必要な「議決権行使コード」/「パスワード」は裏面に記載されています。

※書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、のちに到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネットによる議決権行使を有効といたします。

当日ご出席の場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご注意ください。

「スマート行使」によるご行使

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使書 株主番号 議決権の数
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇個
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
〇年〇月〇日

1. _____
2. _____
3. _____

見本

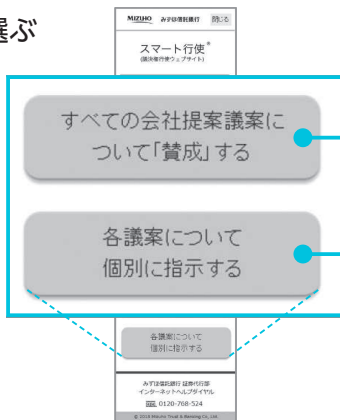


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

MIZUHO みずほ信託銀行 閉じる

スマート行使®
(議決権行使ウェブサイト)

行使受付完了
20XX/04/08 14:43:57 に議決権の行使を受けました。
議決権をご行使いただき、ありがとうございました。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

© 2018 Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.

3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください

MIZUHO みずほ信託銀行

会社提案議案

第1号議案
第〇期剰余金の処分の件

賛成 反対

第2号議案
定款一部変更の件

賛成 反対

この内容で行使する

前の画面へもどる



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。



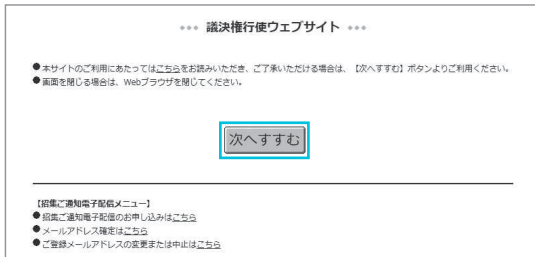
インターネットによるご行使



議決権行使ウェブサイト

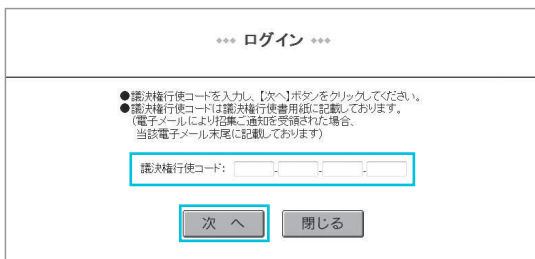
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください



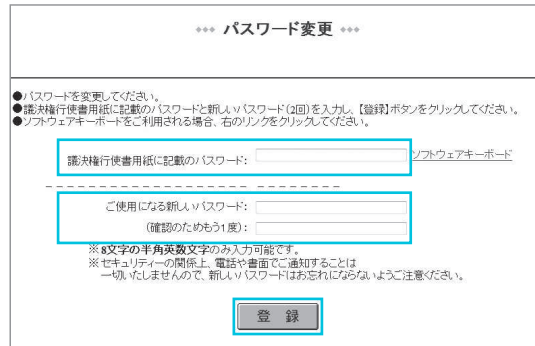
■ 「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください



■ 「議決権行使コード」*を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください



■ 「パスワード」*を入力し、「登録」をクリック

議決権行使書用紙イメージ (裏)



*「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

※ インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524 (受付時間：午前9時～午後9時 年末年始を除く)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者番号	氏名
1	うちかわ じゅんいちろう 内川 淳一郎 再任	6	よねやま まこと 米山 誠 再任
2	こにし ひで お 小西 秀央 再任	7	むねつぐ りょう こ 宗次 涼子 再任 社外
3	やまかわ たく と 山川 拓人 再任	8	みぞぐち まさ き 溝口 聖規 再任 社外
4	やすじま ひでゆき 安島 秀幸 再任	9	ひら た まさのり 平田 正憲 再任 社外
5	いちかわ きよゆき 市川 清之 新任		

1

うちかわ じゅんいちろう
内川 淳一郎 (1961年1月30日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年3月 株式会社レッグス (現 株式会社CLホールディングス) 設立 代表取締役
- 1991年3月 株式会社エスピー (現 株式会社リート) 設立 代表取締役
- 1994年2月 株式会社レッグス (現 株式会社CLホールディングス) 代表取締役社長 (現任)
- 2008年10月 睿格斯 (上海) 貿易有限公司設立 董事長
- 2009年7月 株式会社エム・アンド・アイ 取締役
- 2011年2月 睿格斯 (上海) 広告有限公司 (現 睿格斯 (上海) 文化創意有限公司) 設立 董事長
- 2012年3月 睿格斯 (深圳) 貿易有限公司設立 董事長
- 2014年7月 俺の株式会社 社外取締役
- 2014年8月 睿格斯 (上海) 貿易有限公司 董事
- 2014年8月 睿格斯 (上海) 広告有限公司 董事
- 2014年8月 睿格斯 (深圳) 貿易有限公司 董事
- 2016年2月 株式会社ジェイユー 取締役 (現任)
- 2017年5月 一般社団法人アジア経営者連合会 監事 (現任)
- 2020年6月 当社取締役会長
- 2020年7月 睿格斯 (上海) 貿易有限公司 董事長 (現任)
- 2020年7月 睿格斯 (上海) 文化創意有限公司 董事長 (現任)
- 2021年6月 当社代表取締役会長 (現任)
- 2021年8月 株式会社レッグス分割準備会社 (現 株式会社レッグス) 代表取締役社長
- 2021年9月 睿格斯 (深圳) 貿易有限公司 董事長 (現任)
- 2023年1月 株式会社レッグス 代表取締役会長 (現任)

所有する当社株式の数

一株

【重要な兼職の状況】

- 株式会社CLホールディングス 代表取締役社長
- 株式会社レッグス 代表取締役会長
- 睿格斯 (上海) 貿易有限公司 董事長
- 睿格斯 (上海) 文化創意有限公司 董事長
- 睿格斯 (深圳) 貿易有限公司 董事長
- 株式会社ジェイユー 取締役
- 一般社団法人アジア経営者連合会 監事

取締役候補者とした理由及び期待される役割

内川 淳一郎 氏は、株式会社レッグス (現 株式会社CLホールディングス) の創業以来、長年にわたり代表取締役社長を務められており、経営者としての豊かな経験・見識を有するとともに、セールスプロモーション業界に精通しております。こうした経験及び高い知見をもとに当社の企業価値の向上を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 こにし ひでお 小西 秀央 (1971年8月26日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 当社入社
2015年4月 当社東京営業3部長
2016年5月 当社執行役員 営業本部副本部長 兼 東京営業3部長
2016年5月 CDG Promotional Marketing Co., Ltd. Secretary
2017年4月 当社執行役員 営業本部副本部長
兼 東京営業1部長 兼 営業企画部長
2018年4月 当社専務執行役員 営業推進本部長
2018年5月 CDG Promotional Marketing Co., Ltd. CEO
2018年6月 当社代表取締役社長 営業推進本部掌管
2019年4月 当社代表取締役社長 (現任)
2021年3月 株式会社レッグス (現 株式会社CLホールディングス) 取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社CLホールディングス 取締役

取締役候補者とした理由及び期待される役割

小西 秀央 氏は、当社入社以来、営業部門及び企画部門の業務執行を経験し、当社グループ及びセールスプロモーション業界に対する深い理解と豊かな経験・見識を有するとともにデジタルビジネス体制の強化を推進するなど当社の企業課題の解決及び企業価値の向上に貢献しております。デジタルマーケティングの必要性・重要性がますます増加する中、かかる実績をふまえ、当社の今後の持続的な成長と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

49,300株

3 やまかわ たくと 山川 拓人 (1973年9月13日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年1月 当社入社
2012年2月 CDG Promotional Marketing Co., Ltd. CFO
2014年5月 当社管理部長
2015年5月 株式会社岐阜クリエート 取締役 (現任)
2015年5月 株式会社ゴールドボンド (現 株式会社ジープリッジ) 取締役
2016年5月 当社執行役員 管理部長
2016年6月 当社執行役員 業務本部副本部長 兼 管理部長
2017年4月 当社執行役員 業務本部長 兼 管理部長
2017年6月 当社取締役 業務本部長 兼 管理部長
2020年4月 当社専務取締役 管理本部長 兼 管理部長
2021年4月 当社専務取締役 管理本部長 (現任)
2023年1月 株式会社CLホールディングス 執行役員 (現任)
2023年1月 株式会社レッグス 執行役員 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社岐阜クリエート 取締役
株式会社CLホールディングス 執行役員
株式会社レッグス 執行役員

取締役候補者とした理由及び期待される役割

山川 拓人 氏は、当社入社以来、管理部門の現場を経験するとともに管理部長、管理本部長、執行役員、グループ会社の取締役を務めるなど、当社グループ及びセールスプロモーション業界に関する深い理解と豊かな経験・見識を有しております。このため、当社のさらなる発展と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

47,200株

4 やすじま ひでゆき
安島 秀幸 (1973年4月25日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年4月 当社入社
- 2013年4月 当社東京営業部長
- 2015年4月 当社執行役員 営業本部副本部長
- 2016年3月 当社執行役員 営業推進本部長
- 2016年5月 株式会社ゴールドボンド (現 株式会社ジーブリッジ) 取締役
- 2016年6月 当社取締役 営業推進本部長
- 2016年8月 当社取締役 営業推進本部長 兼 営業企画部長
- 2017年4月 当社常務取締役 営業本部長
- 2019年4月 当社常務取締役
- 2020年4月 当社常務取締役 営業本部長
- 2022年4月 当社常務取締役 サービス機能本部長 兼 品質管理部長
- 2022年6月 当社常務取締役 サービス機能本部長 (現任)
- 2023年1月 株式会社CLホールディングス 執行役員 (現任)
- 2023年1月 株式会社レッグス 執行役員 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社CLホールディングス 執行役員
 株式会社レッグス 執行役員

取締役候補者とした理由及び期待される役割

安島 秀幸 氏は、当社入社以来、営業部門の現場を経験するとともに営業本部長、営業推進本部長を務めるなど、セールスプロモーション業界に対する深い理解と豊かな営業戦略の経験・見識を有しております。このため、セールスプロモーション業界における当社のさらなる発展と企業価値向上のために必要不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

32,300株

5

いちかわ きよゆき

市川 清之 (1973年9月9日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 株式会社マルエツ 入社
 1997年5月 株式会社ラピーヌ 入社
 2001年3月 株式会社ラピーヌ 退社
 2002年1月 株式会社レッグス (現 株式会社CLホールディングス) 入社
 2014年6月 同社第1営業部長
 2015年3月 同社執行役員
 2016年1月 同社執行役員 営業統括プロモーション営業本部長
 2017年3月 同社上級執行役員 営業統括プロモーション営業本部長
 2018年1月 同社上級執行役員 マーケティングサービス事業統括
 2018年3月 同社常務執行役員 マーケティングサービス事業統括
 2021年12月 当社執行役員 事業戦略室長
 2022年1月 株式会社レッグス 執行役員 (現任)
 2022年3月 株式会社CLホールディングス 執行役員 (現任)
 2023年1月 当社執行役員 リテールプロモーション
 営業本部長 兼 事業戦略室長 (現任)

所有する当社株式の数

一株

【重要な兼職の状況】

株式会社CLホールディングス 執行役員
 株式会社レッグス 執行役員

取締役候補者とした理由及び期待される役割

市川 清之 氏は、株式会社レッグス (現 株式会社CLホールディングス) 及び当社において、営業部門の現場を経験する等セールスプロモーション業界に関する深い理解と豊かな見識を有しております。このため、セールスプロモーション業界における当社のさらなる発展と企業価値向上を図るとともに、当社の課題であるCLグループ各社との連携強化やシナジー創出のために必要不可欠な人物であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

6

よねやま まこと
米山 誠

(1956年9月2日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1980年 3月 京セラミタツク株式会社 (現 京セラ株式会社) 入社
- 2005年 7月 京セラミタ株式会社 (現 京セラドキュメントソリューションズ株式会社) 転籍 執行役員 経営管理本部長
- 2008年 4月 同社執行役員
- 2008年 4月 京セラミタジャパン株式会社 (現 京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社) 常務取締役
- 2010年 3月 京セラコミュニケーションシステム株式会社転籍 理事
- 2010年 3月 株式会社日本航空管財人室 副室長
- 2010年 6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 取締役
- 2010年12月 日本航空株式会社執行役員 経営管理本部長
- 2012年 4月 同社常務執行役員 経営管理本部長
- 2012年 6月 京セラコミュニケーションシステム株式会社 常務取締役
- 2015年 4月 同社専務取締役 管理本部長
- 2016年 3月 株式会社レッグス (現 株式会社CLホールディングス) 入社
- 2016年 6月 同社管理本部長
- 2017年 3月 同社専務取締役 管理本部長
- 2017年 3月 株式会社エスアイピー (現 株式会社リート) 代表取締役
- 2020年 5月 株式会社レッグス 専務取締役経営管理担当 兼 管理本部長
- 2020年 6月 当社取締役 (現任)
- 2020年 7月 睿格斯 (上海) 貿易有限公司 董事 (現任)
- 2020年 7月 睿格斯 (上海) 文化創意有限公司 董事 (現任)
- 2021年 3月 株式会社レッグス (現 株式会社CLホールディングス) 専務取締役経営管理担当
- 2021年 8月 株式会社レッグス分割準備会社 (現 株式会社レッグス) 専務取締役経営管理担当
- 2021年 9月 睿格斯 (深圳) 貿易有限公司 董事 (現任)
- 2022年 3月 株式会社CLホールディングス 取締役経営管理担当 (現任)
- 2022年 3月 株式会社レッグス 取締役経営管理担当 (現任)

所有する当社株式の数

一株

【重要な兼職の状況】

- 株式会社CLホールディングス 取締役経営管理担当
- 株式会社レッグス 取締役経営管理担当
- 睿格斯 (上海) 貿易有限公司 董事
- 睿格斯 (上海) 文化創意有限公司 董事
- 睿格斯 (深圳) 貿易有限公司 董事

【取締役候補者とした理由及び期待される役割】

米山 誠 氏は、上場企業において長年にわたり経営に携わり、豊かな経験・見識を有するとともに、持続的な成長に不可欠な経営ガバナンスに精通しております。こうした経験及び高い知見をもとに、当社の企業価値の向上を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

7

むねつぐ りょう こ
宗次 涼子 (1978年1月18日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 株式会社ノエビア入社
2005年2月 株式会社リクルート入社
2015年3月 株式会社New Gene設立 代表取締役社長 (現任)
2015年4月 株式会社リクルートホールディングス 出向
2015年4月 株式会社リクルートスタッフィング 取締役
2015年4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役
2016年4月 株式会社リクルート住まいカンパニー 取締役
2016年4月 株式会社リクルートコミュニケーションズ 取締役
2016年4月 株式会社リクルートマネジメントソリューションズ 取締役
2017年1月 株式会社ニジボックス 取締役
2017年4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス 執行役員
2017年4月 株式会社スタッフサービス・オフィスマネジメント 代表取締役社長
2017年6月 当社取締役 (現任)
2018年1月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス 取締役 兼 執行役員
2018年11月 KAMIX株式会社 取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社New Gene 代表取締役社長
KAMIX株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

宗次 涼子 氏は、複数企業の代表取締役やグループ会社の取締役を歴任しており、経営に関する豊かな経験・見識を有しております。また、女性の活躍支援、企業の女性活躍を促進する活動にも力を注いでこられており、当社においてもダイバーシティ・マネジメント等に対して大きな貢献をしていただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

8

みぞぐち まさ き
溝口 聖規 (1968年12月14日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年10月 青山監査法人入所
1998年5月 公認会計士登録
2007年8月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー
2012年9月 溝口公認会計士事務所開設 所長 (現任)
2012年9月 グロービス経営大学院 教員 (現任)
2015年6月 タイガースポリマー株式会社 社外取締役
2020年6月 当社取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

溝口公認会計士事務所 所長
グロービス経営大学院 教員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

溝口 聖規 氏は、大手監査法人でパートナーを務めるなど、公認会計士として、主に財務・会計に関して豊かな経験・見識を有しております。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

9

ひら た まさのり

平田 正憲 (1972年2月21日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年 4月 弁護士登録 御堂筋法律事務所
(現 弁護士法人御堂筋法律事務所) 入所
- 2003年 1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー (現任)
- 2007年 6月 株式会社アクセス 社外監査役
- 2014年 6月 NCS&A株式会社 社外監査役
- 2020年 6月 当社取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

平田 正憲 氏は、弁護士として企業法務を中心に様々な法律問題に関する助言を行うなど、豊かな経験・見識を有しております。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

■所有する当社株式の数

一株

- (注) 1. 内川 淳一郎 氏は、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社である株式会社CLホールディングスの代表取締役を兼務し、同社は、当社と製品販売等の取引関係があるとともに、競業関係にあります。
2. (注) 1 以外の各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 宗次 涼子 氏、溝口 聖規 氏及び平田 正憲 氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ5年9カ月、2年9カ月及び2年9カ月となります。
4. 当社と宗次 涼子 氏、溝口 聖規 氏及び平田 正憲 氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年1月に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 宗次 涼子 氏、溝口 聖規 氏及び平田 正憲 氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第2号議案 取締役に対する株式報酬制度継続の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2020年6月25日開催の第46期定時株主総会において当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び当社の子会社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下、当社の取締役とあわせて「対象役員」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、その後、2021年6月25日開催の第47期定時株主総会において会社法の改正に伴い、報酬枠の再設定についてご承認（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）いただき、今日に至っておりますが、2022年6月24日開催の第48期定時株主総会の決議に基づき、当社の決算期（事業年度の末日）が3月31日から12月31日に変更されたことに伴い、現在の当社の取締役に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、当社の取締役に対する本制度にかかる報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、決算期変更に伴う手続上のものであり、実質的な報酬枠を原決議と比較して増枠するものではなく、原決議同様、対象役員の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知31頁〕をご参照ください。）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2014年6月26日開催の第40期定時株主総会においてご承認をいただきました当社の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を含みます。）の報酬額（年額300,000千円以内（うち社外取締役分として年額30,000千円以内）。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は3名であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

対象役員（非常勤取締役、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2020年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2023年12月31日で終了する事業年度から2025年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続いたします。なお、当社は、原決議に基づき、2020年4月1日から2023年3月31日までの3年間（以下、「決算期変更前対象期間」といいます。）に関して本制度に基づく当社の対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、44,685千円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす対象役員を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、決算期変更前対象期間に関して当社株式27,000株を取得しております。今般、決算期変更に伴い、本信託は、受益者要件を満たす対象役員を受益者とする信託として存続させることとします。

今後、現在の対象期間を含め、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として各対象期間ごとに45,000千円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日（決算期変更前対象期間については、2022年12月31日といたします。以下同じです。）に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり9,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は27,000株となります。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は7,000ポイントを上限とし、子会社の取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は2,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(9,000株)の発行済株式総数(2022年12月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.16%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時までには当該対象役員に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

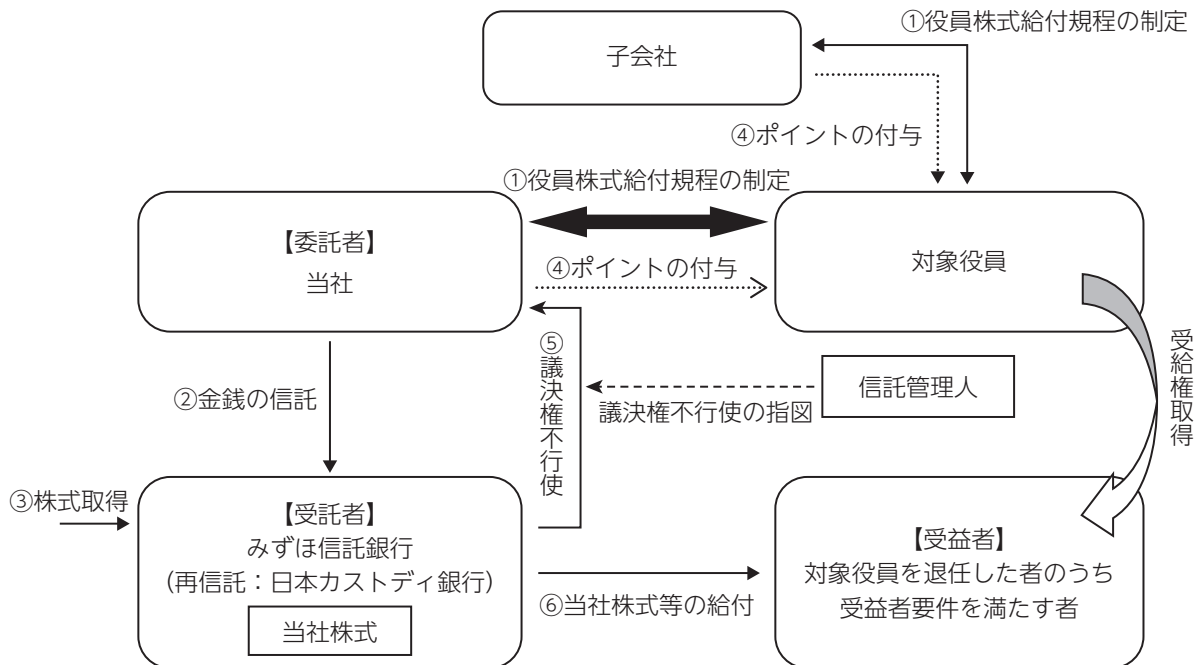
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社及び当社の子会社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定しています。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社の子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	当社が求める専門性のうち、特に生かすことができるスキル										
		経営	財務・ 会計	法律・ ガバナンス	人事・ 人材開発	ESG・ SDGs	海外	営業・ マーケティング	生産技術・ 品質管理	DX・IT	コンテンツ ビジネス	新規事業 開拓
取締役	内川 淳一郎	○	○		○			○	○			○
	小西 秀央	○				○	○	○		○	○	
	山川 拓人	○	○	○	○	○	○			○		
	安島 秀幸	○						○	○	○	○	
	市川 清之							○			○	○
	米山 誠	○	○	○	○	○				○		
	宗次 涼子 社外 独立	○	○		○	○		○				○
	溝口 聖規 社外 独立	○	○	○						○		
	平田 正憲 社外 独立			○	○							
監査役	大坪 教光 社外 独立	○	○	○	○			○				
	武地 義治 社外 独立	○	○	○	○							
	金丸 絢子 社外 独立			○	○		○					
	楠田 肇			○	○			○	○			

事業報告 (2022年4月1日から2022年12月31日まで)

当社は、2022年6月24日開催の第48期定時株主総会の決議により、決算日を従来の3月31日から12月31日に変更しております。

これに伴い、経過期間となる当連結会計年度は、2022年4月1日から2022年12月31日までの9か月間となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

売 上 高	8,044百万円	(前期比	－%)
営 業 利 益	277百万円	(前期比	－%)
経 常 利 益	316百万円	(前期比	－%)
親会社株主に帰属する当期純利益	302百万円	(前期比	－%)

当期の経済状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による影響を受けておりましたが、2022年3月にまん延防止等重点措置が全ての地域で解除されるなど経済活動の制限緩和により個人消費に回復の兆しも見られましたが、急激な円安の進行や物価上昇により、依然として厳しい状況が続いております。先行きについては、ウクライナ情勢の長期化に伴う地政学的リスクの高まりを背景とした資源価格の上昇、世界的な物価上昇を背景に米国をはじめとした各国での金利引き上げ、中国経済の減速等、経済の動向やこのような不安定な状況下での国内企業の投資マインドも注視する必要があります。

事業の概況

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の影響により社会生活におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速する中、既存事業の拡充を図るため、関係値が既に深く、今後も戦略的に深耕したい顧客を戦略顧客と定め、多数のサービスを組み合わせ顧客課題を解決するというビジネススタイルを確立し、他社との差別化を図ると同時に、顧客サービスの質を向上させていくことを進めてまいりました。来期においても戦略顧客の再定義と計画的育成を集中して実施し、顧客の商品やサービスに新しい価値を付加していく価値創造の長期的なパートナーとなることを目指していきます。

当期の連結業績

当期の連結業績は、IP（コンテンツライセンス）を消費者が行動変容を起こすきっかけとなる起点とし、デジタルを消費者とダイレクトコミュニケーションを図るための接点とし、リアルを消費者が商品と直接触れ合う体験と位置づけ、これらを掛け合わせることでセールスポモーションの領域を深耕することを目指してまいりましたが、デジタルポイント施策の減少や例年獲得していた大型キャンペーンの失注の影響を補うに至りませんでした。この結果、売上高は8,044百万円となりました。利益面におきましては、営業利益は277百万円、経常利益は316百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は302百万円となりました。

次に、業界別の販売状況としましては、次表のとおりです。

分野	販売高（千円）	前年同期比（%）
飲料・嗜好品	1,209,836	—
情報・通信	1,076,953	—
自動車・関連品	1,065,058	—
流通・小売業	974,956	—
外食・各種サービス	747,435	—
金融・保険	546,955	—
その他	2,423,627	—
合計	8,044,822	—

外食・各種サービス業界において売上が大きく伸びました。人気コンテンツライセンスを活用した商品化施策が継続的に受注できました。一方、流通・小売業業界では、前連結会計年度においては、デジタルポイントを活用した施策が好調でしたが、クライアントが自社内で対応するようになり、新しく人気コンテンツを活用した書籍物販ビジネス等を開始しましたが、当初想定していたデジタルポイント施策による売上の不足を補うことができませんでした。またファッション・アクセサリー業界においては、例年獲得していた大型案件の失注があり、売上が減少しました。

なお、当社グループは、顧客の営業上の課題に基づいたセールスプロモーションの企画及び提案を行う単一の事業分野において営業活動を行っておりますので、セグメント情報の記載は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は437千円で、その主なものは次のとおりであります。

社内利用ソフトウェアの機能強化 : 437 千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2020年 3 月期)	第 47 期 (2021年 3 月期)	第 48 期 (2022年 3 月期)	第 49 期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	9,936,197	11,620,755	11,261,744	8,044,822
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	267,220	505,384	435,085	302,949
1 株当たり当期純利益 (円)	47.28	89.42	76.98	53.60
総 資 産 (千円)	6,574,398	7,588,057	6,958,642	7,551,080
純 資 産 (千円)	5,073,024	5,434,161	5,701,409	5,841,577
1 株当たり純資産額 (円)	894.50	958.47	1,008.68	1,033.48

- (注) 1. 第47期(2021年3月期)より「株式給付信託(BBT)」を導入しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式及び1株当たり純資産額を算定するための期末発行株式について、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式の数を控除する自己株式に含めております。
2. 第48期(2022年3月期)の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)を適用しております。
3. 第49期(2022年12月期)につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年4月1日から2022年12月31日までの9ヶ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2020年 3 月期)	第 47 期 (2021年 3 月期)	第 48 期 (2022年 3 月期)	第 49 期 (当 事 業 年 度) (2022年12月期)
売 上 高 (千円)	9,635,299	11,392,024	10,987,651	7,768,748
当 期 純 利 益 (千円)	299,215	506,280	420,076	284,525
1 株当たり当期純利益 (円)	52.94	89.58	74.32	50.34
総 資 産 (千円)	6,114,833	7,161,448	6,479,631	7,013,557
純 資 産 (千円)	4,676,295	5,050,552	5,302,649	5,427,473
1 株当たり純資産額 (円)	824.31	890.60	938.13	960.22

- (注) 1. 第47期(2021年3月期)より「株式給付信託(BBT)」を導入しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式及び1株当たり純資産額を算定するための期末発行株式について、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式の数を控除する自己株式に含めております。
2. 第48期(2022年3月期)の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)を適用しております。
3. 第49期(2022年12月期)につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年4月1日から2022年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、当社の強みであるセールスプロモーショングッズの企画・供給に加え、キャンペーンやイベントの企画・運営に至るまで、ワンストップで顧客のセールスプロモーション活動をトータルにサポートすることにより、競争力を強化するとともに顧客に対して高付加価値なサービスを提供することを目指しております。これを実現するために、セールスプロモーショングッズ制作やデジタルプロモーション、コンテンツ企画開発などのサービスを提供しておりますが、さらなる競争力の強化及び収益性の向上を図るために、デジタルマーケティングへの対応強化、コンテンツ・ライセンスビジネスの強化、品質・安全の強化、CLグループ各社との連携に力を入れると同時に、これらを推進するために必要不可欠な人材確保及び育成の強化や人的資本への投資と可視化を通じた人材戦略の構築、社内業務のDX化等による生産性向上を図ってまいります。

また、気候変動や自然災害、感染症の発生など、事業環境にまつわるリスクや不確実性が高まる中で、そのような環境下にあっても事業活動を継続できる体制の構築の強化や、持続可能な社会の実現に向けた当社としての取り組みを推進してまいります。

以上を対処すべき課題と認識し、グループ全体で企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社岐阜クリエート	10,000千円	100.0%	ポケットティッシュの製造販売

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社CDG）と、主にセールスプロモーショングッズとしてのポケットティッシュの製造販売を行っている株式会社岐阜クリエートを含めた2社で構成されており、セールスプロモーショングッズやデジタル広告を用いたセールスプロモーションの企画・提案・運営等のマーケティングサービスを展開しております。

今後は、顧客の営業上の課題に対して営業戦略・解決策を提供していくとともに、消費者視点に立つことで顧客自身も気が付かなかった価値を提供するなど、顧客の商品・サービスに新しい価値を付加していく価値創造のパートナーとなり、「マーケティングの力で社会に歓びとおどろきをプラスし、笑顔を届ける会社」として進化していくことを目指しております。

(9) 主要な拠点等 (2022年12月31日現在)

当 社	本社：大阪市北区、東京本社：東京都千代田区、名古屋営業所：名古屋市中区、札幌営業所：札幌市中央区、福岡営業所：福岡市博多区
株式会社岐阜クリエート	本社：大阪市北区、岐阜工場：岐阜県揖斐郡

(10) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
営 業	226 (9) 名	5名増 (2) 名減
製 造	12 (4) 名	1名増 (2) 名減
その他	33 (1) 名	3名減 (1) 名増
合 計	271 (14) 名	3名増 (3) 名減

- (注) 1. 当社グループは単一事業を営んでおり、セグメント別での記載が困難であるため「営業」、「製造」と「その他」に区分して従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
255 (10) 名	4名増 (1) 名減	36.4歳	7.3年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(11) 主要な借入先 (2022年12月31日現在)

金融機関からの借入金はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,678,938株 (自己株式561,062株を除く)
 (3) 株 主 数 10,581名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 C L ホ ー ル デ ィ ン グ ス	2,510,405株	44.2%
株 式 会 社 伊 予 銀 行	279,000株	4.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	160,600株	2.8%
C D G 取 引 先 持 株 会	133,400株	2.3%
C D G 社 員 持 株 会	91,810株	1.6%
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	90,000株	1.6%
岸 本 好 人	80,600株	1.4%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	66,000株	1.2%
図 書 印 刷 株 式 会 社	50,000株	0.9%
小 西 秀 央	49,300株	0.9%

- (注) 1. 当社は、自己株式561,062株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から、自己株式 (561,062株) を控除して計算しています。
 3. 当社は、株式給付信託 (BBT) を導入し、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下、「信託E口」といいます。) が当社株式26,600株を所有しています。なお、信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めていません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	内川 淳一郎	株式会社CLホールディングス代表取締役社長、株式会社レッグス代表取締役社長、睿格斯（上海）貿易有限公司董事長、睿格斯（上海）文化創意有限公司董事長、睿格斯（深圳）貿易有限公司董事長、株式会社ジェイユー取締役、一般社団法人アジア経営者連合会監事
代表取締役社長	小西 秀央	株式会社CLホールディングス取締役
専務取締役	山川 拓人	管理本部長、株式会社岐阜クリエート取締役
常務取締役	安島 秀幸	サービス機能本部長
取締役	米山 誠	株式会社CLホールディングス取締役経営管理担当、株式会社レッグス取締役経営管理担当、睿格斯（上海）貿易有限公司董事、睿格斯（上海）文化創意有限公司董事、睿格斯（深圳）貿易有限公司董事
取締役相談役	藤井 勝典	公益財団法人藤井財団代表理事
取締役	宗次 涼子	株式会社New Gene代表取締役社長、KAMIX株式会社取締役
取締役	溝口 聖規	溝口公認会計士事務所所長、グロービス経営大学院教員
取締役	平田 正憲	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー
常勤監査役	大坪 教光	株式会社岐阜クリエート監査役
監査役	武地 義治	カオス株式会社代表取締役、税理士法人カオス代表社員、行政書士法人カオス代表社員、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会監事
監査役	金丸 絢子	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー、株式会社メディアドゥ社外取締役
監査役	楠田 肇	株式会社CLホールディングス常勤監査役、株式会社レッグス監査役、睿格斯（上海）貿易有限公司監事、睿格斯（上海）文化創意有限公司監事、睿格斯（深圳）貿易有限公司監事

(注) 1. 2023年1月1日付取締役の重要な兼職の状況の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後
内川 淳一郎	株式会社レッグス代表取締役社長	株式会社レッグス代表取締役会長
山川 拓人	—	株式会社CLホールディングス執行役員 株式会社レッグス執行役員
安島 秀幸	—	株式会社CLホールディングス執行役員 株式会社レッグス執行役員

2. 取締役 宗次 涼子 氏、取締役 溝口 聖規 氏及び取締役 平田 正憲 氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 常勤監査役 大坪 教光 氏、監査役 武地 義治 氏及び監査役 金丸 絢子 氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 取締役 宗次 涼子 氏、取締役 溝口 聖規 氏、取締役 平田 正憲 氏、常勤監査役 大坪 教光 氏及び監査役 金丸 絢子 氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役 大坪 教光 氏は、大手金融グループにおける長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役 武地 義治 氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した監査役

当事業年度中に退任した者は以下のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
曾我部 憲昭	2022年6月24日	辞任	監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、委員の過半数を独立社外取締役とするコーポレートガバナンス委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容についてコーポレートガバナンス委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものとなっております。

決定方針の概要は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、持続的かつ堅実な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した職務の遂行を促し、株主の皆様と利益を共有できる報酬体系とし、報酬に対する透明性・公正性・客観性を確保するとともに、その役割と責任を踏まえた適正な報酬水準を設定することを基本方針としております。

ロ. 当社報酬の構成

取締役及び監査役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬で構成されています。

ア. 固定報酬

固定報酬は、月額報酬及び株式報酬により構成され、月額報酬は、役位に基づく基準額に、各役員の職責や役割その他会社の業績、従業員給与の水準等を総合考慮して決定し、金銭にて毎月支給します。また、株式報酬は、信託を通じて株式市場から取得した当社株式を支給するものであり、役位に基づき算定された当社株式を退任時に支給します。

イ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、賞与により構成され、各事業年度の連結経常利益目標を達成した場合に、その達成率に応じて算出された額の範囲で、過去の事業年度の実績の超過度合い等を考慮して決定し、各事業年度の会社業績確定後に支給します。

ハ. 当社個人別の報酬等の額の決定に関する方針

ア. 業務執行取締役

業務執行を担う取締役の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬により構成し、それぞれの割合については、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合とします。

イ. 非業務執行取締役及び監査役

社外取締役及びその他の業務執行を行わない取締役と監査役については、主な職務が業務執行取締役の業務執行の監督及び監視をもって経営の透明性・客観性を高めることであることから、これを有効に機能させることを目的として、月額報酬のみとします。

二. 当社報酬決定の手続

取締役の個人別の報酬額は、「役員報酬規程」に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績の評価に基づき代表取締役社長により作成された素案について、コーポレートガバナンス委員会（委員長及び過半数の委員を独立社外取締役とし、また、委員を代表取締役以外の取締役で構成する。）で審議した上で、委員会から答申を受けた取締役会が決定します。

監査役の個人別の報酬額は、監査役の協議において決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第40期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役3名。）です。また別枠で取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）について2020年6月25日開催の第46期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust）」）の導入を決議しており、2021年6月25日開催の第47期定時株主総会において、取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限を7,000ポイントと決議しております。なお、取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。当該定時株主総会終結時点の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2003年6月26日開催の第29期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	53,659 (8,100)	48,943 (8,100)	4,716 (—)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	11,250 (10,800)	11,250 (10,800)	— (—)	4 (3)
合 計	64,909	60,193	4,716	11

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 無報酬の取締役2名、無報酬の監査役1名を除いております。
 3. 非金銭報酬等は、2021年6月25日開催の第47期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (Board Benefit Trust))」の導入を決議いただき報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度であるBBTの当事業年度の費用計上額であります。

④ 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT(Board Benefit Trust))」の導入の決議をいただいております。対象役員に対する株式報酬の交付はなく、当事業年度の引当金額を費用計上しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 宗次 涼子 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 溝口 聖規 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 平田 正憲 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

- ・ 監査役 武地 義治 氏が代表社員を務める税理士法人カオスとの間において顧問契約を締結しております。この他に同氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役 金丸 絢子 氏が兼職している弁護士法人大江橋法律事務所との間において顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	宗 次 涼 子	13/13回 (100%)	—	企業経営に関する豊かな経験と幅広い見識に基づき、主に人材の育成・活用などの幅広い観点から問題提起や意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。
取 締 役	溝 口 聖 規	13/13回 (100%)	—	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、主に財務・会計上の留意点について専門的見地から助言するなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。
取 締 役	平 田 正 憲	13/13回 (100%)	—	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づいて、主に法律上の留意点について助言するなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。
常勤監査役	大 坪 教 光	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)	金融機関において培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	武 地 義 治	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	金 丸 絢 子	13/13回 (100%)	10/10回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(注) 2022年6月24日開催の第48期定時株主総会において、新たにPwC京都監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会が決議した事項の概要は以下のとおりであります。

① 基本的な考え方

当社及び子会社は、法令に則って定款及び規程、規則を策定することを基本とし、策定した定款及び規程、規則に従うよう取締役及び取締役会、並びに監査役及び監査役会、内部監査室による相互牽制によって内部統制システムを構築することとする。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び子会社は、一般社団法人日本経済団体連合会にて定める「企業行動憲章」並びにCLグループが掲げる仕事への姿勢や物事の判断基準等を示す「CLフィロソフィ」を行動規範とし、取締役及び使用人が法令・諸規則、社会規範及び当社が定める定款・諸規程等を遵守する体制を確保する。

ロ. 当社は人事総務部において、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

ハ. 人事総務部は、コンプライアンスに係る取締役及び使用人に対する研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

ニ. 取締役社長の下に内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査し、適宜取締役社長及び監査役へ報告する。

ホ. 当社は、「反社会的勢力対応規程」により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、監査法人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

ロ. 法令又は取引所開示規則に則り必要な情報開示を行えるよう、管理部長が必要な情報を集約して管理することとする。

ハ. 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 経営、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなる可能性があるものの特定と評価を行えるよう、取締役及び指名メンバーが参加するリスク管理委員会を定期的に開催することを「リスク管理規程」に定める。
 - ロ. 特に重要と考えられる事項については、外部の専門家と対策を即時に協議できる体制を構築し、リスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務執行については、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を執ることとする。
 - ロ. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を独立社外取締役とすることとする。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを「関係会社管理規程」に定める。
 - ロ. 当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査することとする。
 - ハ. 子会社の業務及び取締役等の職務の執行状況は、当社の経営執行会議において定期的に報告される。
 - ニ. 当社内部監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を子会社にフィードバックするとともに、取締役社長及び監査役に適宜報告することを「内部監査規程」に定める。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で配置することとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- 前号の当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとする。また、当該使用人の職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

- ⑨ 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか、その他重要会議へ出席し、重要な報告を受けられることを「監査役監査規程」に定める。
 - ロ. 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
 - ハ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができることとする。
 - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることとする。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「内部統制基本方針書」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、日常的モニタリング並びに独立的モニタリングを通じて、有効な内部統制の維持と改善及び適正な評価を行っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行う等、職務の執行が法令及び定款に適合するよう努めております。

② 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役相互による意見交換等を行っております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監督しております。

③ コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な研修を実施することとしており、ハラスメント、インサイダー取引防止、情報セキュリティ等について研修を実施しております。また、「通報制度に関する規程」に基づき、社外の法律事務所にホットラインを設置し、全従業員に周知することで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

④ リスク管理体制

「リスク管理規程」に基づき、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなるものの特定と評価を行うため、適時開催されるリスク管理委員会において報告及び検討しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2021年5月13日付「配当方針の変更に関するお知らせ」のとおり、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、持続的な成長と企業価値向上のための積極的な事業展開や様々なリスクに備えるための財務健全性とのバランスを考慮した上で、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、配当額算定の指標として連結配当性向を採用し、中長期的視点で連結業績に応じた利益還元を重視し、連結配当性向30%を当面の目安としております。

剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。当事業年度の期末配当につきましては、2023年1月20日付「通期連結業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり1株あたり16円の配当を実施いたしました。なお、中間配当は実施しておりません。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期金額	(ご参考) 前期金額	科目	当期金額	(ご参考) 前期金額
資産の部			負債の部		
流動資産	6,714,058	6,138,368	流動負債	1,508,363	944,286
現金及び預金	4,343,276	4,002,434	支払手形及び買掛金	872,285	670,821
受取手形及び売掛金	2,004,120	1,648,911	未払法人税等	103,971	21,873
有価証券	—	99,625	賞与引当金	175,500	124,500
制作支出金	182,458	156,225	その他	356,606	127,091
製品	11,088	17,034	固定負債	201,138	312,945
原材料	22,919	27,815	長期未払金	19,000	170,200
その他	150,853	186,736	退職給付に係る負債	156,676	122,312
貸倒引当金	△658	△416	役員株式給付引当金	21,101	14,770
固定資産	837,021	820,273	その他	4,360	5,661
有形固定資産	217,163	233,526	負債合計	1,709,502	1,257,232
建物及び構築物	96,617	105,554	純資産の部		
機械装置及び運搬具	24,595	28,567	株主資本	5,812,810	5,646,155
土地	80,793	80,793	資本金	450,000	450,000
その他	15,157	18,611	資本剰余金	111,904	111,904
無形固定資産	25,076	31,024	利益剰余金	5,910,311	5,743,656
ソフトウェア	25,076	31,024	自己株式	△659,405	△659,405
投資その他の資産	594,780	555,722	その他の包括利益累計額	28,766	55,254
投資有価証券	114,089	161,197	その他有価証券評価差額金	45,855	64,687
繰延税金資産	163,443	71,973	繰延ヘッジ損益	△959	3,614
保険積立金	73,919	73,919	退職給付に係る調整累計額	△16,129	△13,048
敷金及び保証金	211,283	217,911	純資産合計	5,841,577	5,701,409
その他	34,073	32,750	負債・純資産合計	7,551,080	6,958,642
貸倒引当金	△2,030	△2,030			
資産合計	7,551,080	6,958,642			

連結損益計算書 (2022年4月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当期金額		(ご参考) 前期金額	
売上高		8,044,822		11,261,744
売上原価		5,581,986		8,072,925
売上総利益		2,462,836		3,188,818
販売費及び一般管理費		2,184,847		2,687,240
営業利益		277,988		501,577
営業外収益				
受取利息	145		119	
受取配当金	4,941		4,800	
受取手数料	4,275		—	
為替差益	13,121		19,351	
受取保険金	—		611	
補助金収入	5,771		16,188	
出資金評価益	6,773		11,894	
その他	4,092	39,121	5,837	58,803
営業外費用				
支払利息	107		143	
固定資産除却損	119		122	
その他	106	333	695	960
経常利益		316,776		559,420
特別利益				
投資有価証券売却益	71,416		24,966	
新株予約権戻入益	—	71,416	16,953	41,919
税金等調整前当期純利益		388,193		601,340
法人税、住民税及び事業税	163,717		136,225	
法人税等調整額	△78,473	85,243	30,029	166,254
当期純利益		302,949		435,085
非支配株主に帰属する当期純利益		—		—
親会社株主に帰属する当期純利益		302,949		435,085

(注) 2022年12月期より決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度は、2021年4月1日から2022年3月31日まで、当連結会計年度は2022年4月1日から2022年12月31日までと対象期間が異なっております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日 残高	450,000	111,904	5,743,656	△659,405	5,646,155
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△136,294		△136,294
親会社株主に帰属する当期純利益			302,949		302,949
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	166,655	—	166,655
2022年12月31日 残高	450,000	111,904	5,910,311	△659,405	5,812,810

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2022年4月1日 残高	64,687	3,614	△13,048	55,254	5,701,409
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△136,294
親会社株主に帰属する当期純利益					302,949
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△18,832	△4,574	△3,080	△26,487	△26,487
連結会計年度中の変動額合計	△18,832	△4,574	△3,080	△26,487	140,167
2022年12月31日 残高	45,855	△959	△16,129	28,766	5,841,577

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社岐阜クリエート

(2) 連結決算日の変更に関する事項

当社は、2022年6月24日開催の第48期定時株主総会の決議により、決算日を従来の3月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、経過期間となる当連結会計年度は、2022年4月1日から2022年12月31日までの9か月間となっております。

当該変更に伴い、3月決算の連結子会社については、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度における対象会計期間は、当社、国内連結子会社は2022年4月1日から2022年12月31日までの9か月間となります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 当社及び連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく当社及び連結子会社の対象役員への当社株式の給付に備えて、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

内部規程に基づき外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

二. 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な取引における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。いずれの取引についても取引価格を予想コストにマージンを加算するアプローチ等を用いて算出した独立販売価格に基づいて履行義務に配分しており、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

主要な取引における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① 景品（グッズ、有形物）に係る収益認識

当社はセールスプロモーション事業を行っており、プロモーションに使用する景品（グッズ）を取り扱っております。各景品は特定の顧客向けの専用品であり、当社は、顧客仕様にするための加工、名入れ等や、顧客先の配送の義務を負っております。また当社の連結子会社である株式会社岐阜クリエートは販促用ポケットティッシュの製造、販売を行っております。これらに関して当社グループが提供する義務を履行義務として識別しており、取引価格を各景品の独立販売価格の比率に基づいて配分しております。

商品に対する支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務は充足されると判断しております。なお、景品の出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、景品の出荷時点において収益を認識しております。

② デジタル案件に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、SNSやweb広告など多様なデジタル手法を用いております。具体的にはセールスキャンペーン用のシステム構築、またプロモーション用のweb広告の配信、キャンペーンなどで使用する電子ポイントなどのデジタルノベルティの付与等を行っております。これらに関して当社が提供する義務を履行義務として識別しており、取引価格をシステム構築、web広告、デジタルノベルティ等各履行義務の独立販売価格の比率に基づいて配分しております。

デジタル案件の支配は主に顧客の検収時に移転すると判断し、顧客検収時に収益を認識しております。

③ ライセンス案件に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、アニメなどのIPコンテンツの使用やインフルエンサーやタレントなどを起用しております。

ライセンスを用いた景品制作、web広告などの取引は、それぞれの契約を結合し、かつそれぞれの履行義務は単一の履行義務と判断し、景品やweb広告の販促実施期間等一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 163,443千円

② 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産163,443千円を計上しております。繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は182,799千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額から評価性引当額を控除しており、将来の税負担額を軽減する回収可能な範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性の評価は、将来減算一時差異等の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得等に基づいて行っております。

収益力に基づく将来の課税所得等は、当社及び連結子会社の売上高予測や売上総利益率の見込み及び販売費及び一般管理費の発生見込み等を考慮した事業計画に基づいて合理的に見積もっております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症による会計上の見積りへの影響

繰延税金資産の回収可能性等会計上の見積りについて、当連結会計年度において当社業績は新型コロナウイルス感染症拡大の中、社会生活の変化に応じたサービスを提供することにより堅調に推移したことから新型コロナウイルス感染症が会計上の見積りに与える影響に重要性はないと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高く、上記状況に変化が生じた場合には、将来における財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 制作支出金

販売促進物の制作はもっぱら外注に依存しており、工程毎にそれぞれの外注先を使用するのが通常となっております。よって制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 403,144千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	6,240,000	—	—	6,240,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2022年5月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の原資 繰越利益剰余金

配当金の総額 136,294千円

1株当たりの配当額 24円00銭

基準日 2022年3月31日

効力発生日 2022年6月8日

(注) 2022年5月10日取締役会の決議における配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金638千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年2月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の原資 繰越利益剰余金

配当金の総額 90,863千円

1株当たりの配当額 16円00銭

基準日 2022年12月31日

効力発生日 2023年3月10日

(注) 2023年2月9日取締役会の決議における配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金425千円が含まれております。

- (2) 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

- (3) 自己株式に関する事項
当連結会計年度の末日における自己株式の数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	587,662	—	—	587,662

(注) 普通株式の当連結会計年度末株式数には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式26,600株が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の「与信管理規程」に従い、顧客ごとに与信設定を行うとともに、債権の期日管理及び残高管理を行う体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日です。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

デリバティブ取引の執行・管理等については、取引権限等を定めた内部規程に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	114,089	114,089	—
(2) 長期未払金	19,000	18,469	△530
(3) デリバティブ取引	(1,383)	(1,383)	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」及び「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は上記表には含まれておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	11,443

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	114,089	—	—	114,089
(2) デリバティブ取引	—	(1,383)	—	(1,383)

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で表示しております。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(3) 長期未払金	—	—	18,469	18,469

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

為替予約の時価は先物為替相場価格を用いて評価しております。為替予約の時価は、主に外国為替相場等の観察可能なインプットを用いたモデルに基づき測定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期未払金

長期未払金については、役員退職慰労引当金制度の廃止に伴う未払金であり、対象役員の退職時に支払うことになっております。時価は対象役員の退職時を合理的に見積り、リスクフリーレートを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

7. 貸貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

財又はサービスの種類	売上高
グッズ	4,575,478
デジタル	1,272,343
ライセンス	1,719,593
その他	477,407
顧客との契約から生じる収益	8,044,822
その他の収益	—
外部顧客への売上高	8,044,822

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,033円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 53円60銭 |

(注)「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度末26,600株)。また、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度26,600株)。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 追加情報

役員株式給付信託(BBT)の導入

当社は、2020年6月25日開催の第46期定時株主総会決議の承認を受けて、取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除きます。)及び当社の子会社の取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下、当社の取締役とあわせて「対象役員」といいます。)を対象に、対象役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、対象役員に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末44,023千円、26,600株であります。

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期金額	(ご参考) 前期金額	科目	当期金額	(ご参考) 前期金額
資産の部			負債の部		
流動資産	6,307,075	5,794,797	流動負債	1,427,736	901,245
現金及び預金	4,042,877	3,735,844	買掛金	840,818	655,889
受取手形	294,440	334,672	未払金	211,228	59,414
売掛金	1,636,285	1,285,010	未払費用	23,154	16,320
有価証券	—	99,625	未払法人税等	98,642	14,461
制作支出金	182,458	156,225	未払消費税等	35,000	1,924
前渡金	33,356	66,793	前受金	24,273	16,123
前払費用	95,213	79,626	預り金	△4,772	8,375
その他	22,633	37,188	賞与引当金	170,000	120,000
貸倒引当金	△190	△190	その他	29,390	8,736
固定資産	706,482	684,833	固定負債	158,347	275,735
有形固定資産	89,365	98,964	長期末払金	12,000	162,000
建物	74,420	80,692	退職給付引当金	126,264	97,068
工具器具備品	9,748	12,120	役員株式給付引当金	15,722	11,005
その他	5,196	6,151	その他	4,360	5,661
無形固定資産	25,076	31,016	負債合計	1,586,084	1,176,981
ソフトウェア	25,076	31,016	純資産の部		
投資その他の資産	592,039	554,853	株主資本	5,382,577	5,234,347
投資有価証券	114,089	161,197	資本金	450,000	450,000
関係会社株式	10,000	10,000	資本剰余金	111,904	111,904
繰延税金資産	151,232	61,634	資本準備金	42,000	42,000
保険積立金	73,919	73,919	その他資本剰余金	69,904	69,904
敷金及び保証金	211,153	217,781	自己株式処分差益	69,904	69,904
その他	32,543	31,220	利益剰余金	5,480,078	5,331,847
貸倒引当金	△900	△900	利益準備金	70,500	70,500
資産合計	7,013,557	6,479,631	その他利益剰余金	5,409,578	5,261,347
			別途積立金	4,900,000	4,600,000
			繰越利益剰余金	509,578	661,347
			自己株式	△659,405	△659,405
			評価・換算差額等	44,895	68,302
			その他有価証券評価差額金	45,855	64,687
			繰延ヘッジ損益	△959	3,614
			純資産合計	5,427,473	5,302,649
			負債・純資産合計	7,013,557	6,479,631

損益計算書 (2022年4月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当期金額		(ご参考) 前期金額	
売上高		7,768,748		10,987,651
売上原価		5,399,522		7,897,753
売上総利益		2,369,226		3,089,898
販売費及び一般管理費		2,113,756		2,594,955
営業利益		255,469		494,942
営業外収益				
受取利息	142		117	
受取配当金	4,941		4,800	
受取手数料	4,545		360	
為替差益	13,121		19,351	
補助金収入	1,200		2,897	
出資金評価益	6,773		11,894	
雑収入	3,877	34,602	4,536	43,957
営業外費用				
支払利息	107		143	
固定資産除却損	119		122	
雑損失	15	242	56	322
経常利益		289,829		538,577
特別利益				
投資有価証券売却益	71,416		24,966	
新株予約権戻入益	—	71,416	16,953	41,919
税引前当期純利益		361,246		580,497
法人税、住民税及び事業税	154,682		128,813	
法人税等調整額	△77,962	76,720	31,607	160,420
当期純利益		284,525		420,076

(注) 2022年12月期より決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、前事業年度は、2021年4月1日から2022年3月31日まで、当事業年度は2022年4月1日から2022年12月31日までと対象期間が異なっております。

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式処分差益	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2022年4月1日 残高	450,000	42,000	69,904	111,904	70,500	4,600,000	661,347	5,331,847
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						300,000	△300,000	—
剰余金の配当							△136,294	△136,294
当期純利益							284,525	284,525
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	300,000	△151,769	148,230
2022年12月31日 残高	450,000	42,000	69,904	111,904	70,500	4,900,000	509,578	5,480,078

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日 残高	△659,405	5,234,347	64,687	3,614	68,302	5,302,649
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立						—
剰余金の配当		△136,294				△136,294
当期純利益		284,525				284,525
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)			△18,832	△4,574	△23,406	△23,406
事業年度中の変動額合計	—	148,230	△18,832	△4,574	△23,406	124,824
2022年12月31日 残高	△659,405	5,382,577	45,855	△959	44,895	5,427,473

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）を採用しております。 |
| ③ その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・制作支出金 | 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の対象役員への当社株式の給付に備えて、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な取引における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しております。いずれの取引についても取引価格を予想コストにマージンを加算するアプローチ等を用いて算出した独立販売価格に基づいて履行義務に配分しており、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

主要な取引における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① 景品（グッズ、有形物）に係る収益認識

当社はセールスプロモーション事業を行っており、プロモーションに使用する景品（グッズ）を取り扱っております。各景品は特定の顧客向けの専用品であり、当社は、顧客仕様にするための加工、名入れ等や、顧客先の配送の義務を負っております。これらを当社が提供する義務を履行義務として識別しており、取引価格を各景品の独立販売価格の比率に基づいて配分しております。

商品に対する支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務は充足されると判断しております。なお、景品の出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の間である場合には、景品の出荷時点において収益を認識しております。

② デジタル案件に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、SNSやweb広告など多様なデジタル手法を用いております。具体的にはセールスキャンペーン用のシステム構築、またプロモーション用のweb広告の配信、キャンペーンなどで使用する電子ポイント等のデジタルノベルティの付与等を行っております。これらに関して当社が提供する義務を履行義務として識別しており、取引価格をシステム構築、web広告、デジタルノベルティ等各履行義務の独立販売価格の比率に基づいて配分しております。

デジタル案件の支配は主に顧客の検収時に移転すると判断し、顧客検収時に収益を認識しております。

③ ライセンス案件に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、アニメ等のIPコンテンツの使用やインフルエンサーやタレントなどを起用しております。

ライセンスを用いた景品制作、web広告等の取引は、それぞれの契約を結合し、かつそれぞれの履行義務は単一の履行義務と判断し、景品やweb広告の販促実施期間等に基づいた一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

ハ. ヘッジ方針

内部規程に基づき外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 151,232千円

② 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産151,232千円を計上しております。繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は170,588千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額から評価性引当額を控除しており、将来の税負担額を軽減する回収可能な範囲内で認識しております。

繰延税金資産の回収可能性の評価は、連結注記表に記載しているため、省略しております。

(2) 新型コロナウイルス感染症による会計上の見積りへの影響

繰延税金資産の回収可能性等会計上の見積りについて、当事業年度において当社業績は新型コロナウイルス感染症拡大の中、社会生活の変化に応じたサービスを提供することにより堅調に推移したことから新型コロナウイルス感染症が会計上の見積りに与える影響に重要性はないと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高く、上記状況に変化が生じた場合には、将来における財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 制作支出金

販売促進物の制作は主として外注に依存しており、工程毎にそれぞれの外注先を使用するのが通常となっております。よって制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 135,149千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 121千円

短期金銭債務 14,170千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売 上 高 140千円

仕 入 高 85,365千円

そ の 他 19,557千円

② 営業取引以外の取引高 10,529千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株 式 の 種 類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	587,662	—	—	587,662

(注) 普通株式の当事業年度末株式数には、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式26,600株が含まれています。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、賞与引当金の否認、役員退職慰労金に係る評価性引当額の減少等であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金によるものであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	(株)CLホールディ ングス	(被所有) 直接44%	役員の兼任	手数料の支払	9,842	未払金	1,107
その他の 関係会社	(株)レグス	—	役員の兼任	商品の販売	140	売掛金	22
			販売、仕入取引	商品の仕入	1,339	買掛金	330
子会社	(株)岐阜クリエート	所有 直接100%	役員の兼任	商品の仕入	84,026	買掛金	12,639
				手数料の受取	270	未収入金	99

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上決定しております。

2. 議決権等の所有（被所有）割合については、各事業年度末の所有（被所有）割合を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「8. 収益認識に関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 960円22銭
 (2) 1株当たり当期純利益 50円34銭

(注) 「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度末26,600株）。また、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度26,600株）。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 追加情報

役員株式給付信託 (BBT) の導入

当社は、2020年6月25日開催の第46期定時株主総会決議の承認を受けて、取締役((非常勤取締役及び社外取締役を除きます。))以下、「対象役員」といいます。)を対象に、対象役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、対象役員に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末44,023千円、26,600株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社CDG
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	矢 野 博 之
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	橋 本 民 子
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CDGの2022年4月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CDG及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社CDG
取締役会 御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	矢 野 博 之
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	橋 本 民 子
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CDGの2022年4月1日から2022年12月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2022年12月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

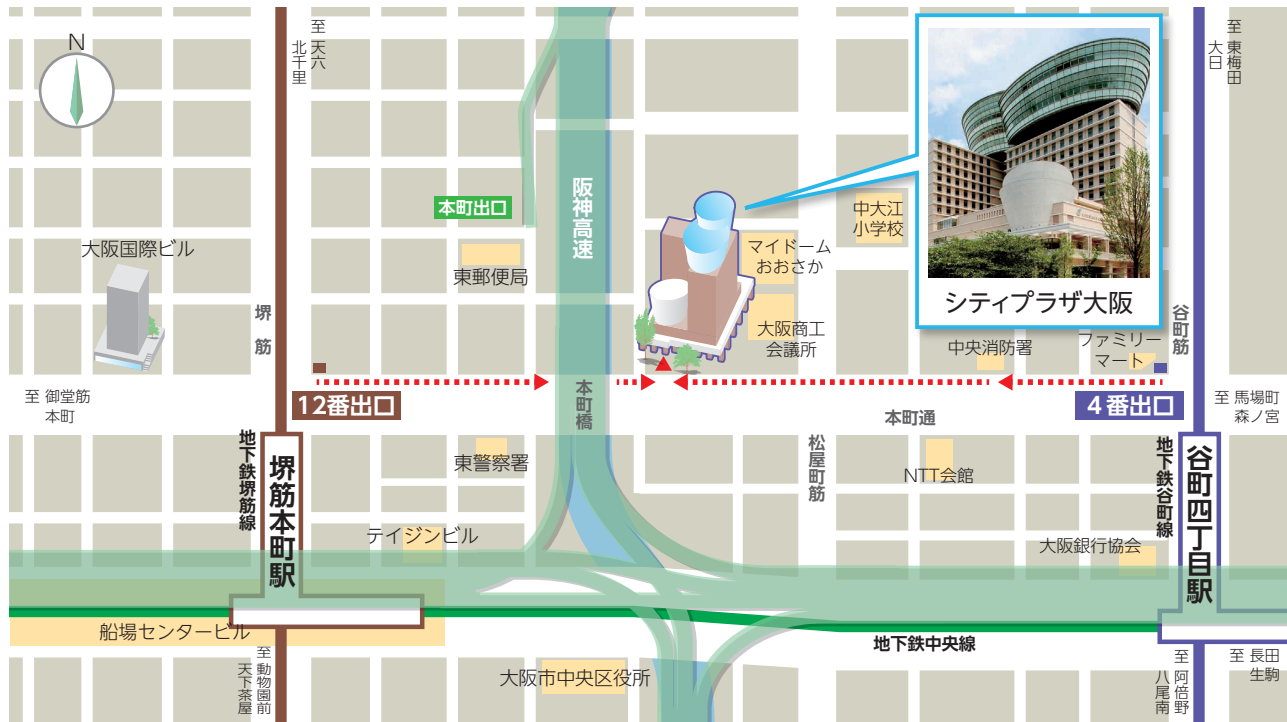
株 式 会 社 C D G	監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役）	大 坪 教 光 ㊟
監 査 役（社外監査役）	武 地 義 治 ㊟
監 査 役（社外監査役）	金 丸 絢 子 ㊟
監 査 役	楠 田 肇 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

日時 2023年3月28日（火曜日）

会場 シティプラザ大阪 燦の間
 大阪市中央区本町橋2番31号 TEL 06-6947-7888



交通のご案内

- 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅 12番出口 より徒歩約5分
- 地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅 4番出口 より徒歩約10分

【お願い】 駐車場のご用意はございませんので、お車のご来場はご遠慮願います。

株式会社CDG

〒530-0001
 大阪市北区梅田2-2-22
 ハービスENT 18F

